

## 兵庫県地域防災計画（原子力等防災計画）の修正について

### 1. 趣旨

兵庫県は、県域が EPZ 外（原発から 10km）であったため、平成 13 年に作成した兵庫県地域防災計画（原子力等防災計画）は、核燃料物質等の輸送中の事故を中心に作成した。

しかしながら、福島原発事故を受けて平成 27 年 4 月に改定された原子力災害対策指針においては、UPZ 外においても UPZ 内と同様の防護措置をとることが定められた。また、福井エリアの原発事故の際には、兵庫県で多数の避難者を受入れることが関西広域連合のガイドラインで定められた。

さらに、県内市町からは、原子力発電所の事故時における県としての対応を明示してほしい旨の要請も上がってきている。

こうしたことを踏まえ、今回、原子力施設の事故を対象に加えた地域防災計画（原子力災害対策編）を修正する。

### 2. 修正の視点

- (1) 原子力災害対策指針の改定（UPZ 外の防護措置）の反映
- (2) 「高浜地域の緊急時対応」の反映
- (3) 関西広域連合での取組みの反映

### 3. 計画の前提条件

国の新規制基準に適合した施設は万が一事故が起こった場合であっても、セシウム 137 の放出量が 100TBq(福島事故の 1/100)に抑えられるとされている(テロは除く)。新規制基準に基づき新たに実施された国のシミュレーションでは、放射性物質の放出量が 100TBq の事故であっても、5km 以遠では放射性物質の拡散量が急激に減衰し、30km を越えるとほぼ対策が不要であるとの結果が出ている。

しかしながら、計画策定にあたっては、想定外をなくす観点から、県内でも指針に基づく屋内退避等の防護措置が必要となる場合に備え、地域防災計画の見直しを行う。

### 4. 主な修正内容

- (1) 計画対象
  - ・ 想定事案を原子力発電所の事故に重点化
- (2) 防護措置の内容
  - ・ 緊急時モニタリング結果に基づく段階的対策（屋内退避・一時移転）の実施
  - ・ 避難退域時検査（スクリーニング）、簡易除染等の実施
  - ・ 災害時における緊急時モニタリングの強化
  - ・ 被ばく者に対する医療・健康相談体制の整備 等

(3) 県外避難者の受入れ

- ・福井エリアにおける原発事故に対する県外被災者の受入れ（広域避難ガイドラインの反映） 等

5. 計画の構成

第1編 総則：計画の目的、対象範囲、県内原子力事業所の現状、災害時の緊急事態における判断・防護措置の基準を規定

第2編 災害予防計画：原子力災害に備えた事前の対応や体制整備を規定

第3編 災害応急対策計画：災害発生時の対応を規定

第4編 災害復旧計画：事後的に実施すべき対応を規定

## 計画の構成

- 第1編 総則
  - 第1節 計画の趣旨
  - 第2節 防災機関の事務及び業務の大綱
  - 第3節 兵庫県に係る原子力事業所等の現状
  - 第4節 緊急事態における判断及び防護措置に係る基準
- 第2編 災害予防計画
  - 第1章 基本方針
  - 第2章 災害応急対策への備えの充実
    - 第1節 組織体制の整備
    - 第2節 研修・訓練の実施
    - 第3節 情報の収集・伝達体制等の整備
    - 第4節 モニタリング体制の整備
    - 第5節 屋内退避、避難等の防護活動体制の整備
    - 第6節 災害時要援護者支援対策の充実
    - 第7節 県外からの避難者受入れ体制の整備
    - 第8節 原子力防災に関する知識の普及
- 第3編 災害応急対策計画
  - 第1章 基本方針
  - 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立
    - 第1節 組織の設置
    - 第2節 動員の実施
    - 第3節 情報の収集・伝達
      - 第1款 災害情報の伝達
      - 第2款 通信手段の確保
    - 第4節 防災関係機関等との連携及び職員の派遣
    - 第5節 専門家への協力要請
  - 第3章 円滑な応急活動の展開
    - 第1節 災害情報等の提供と相談活動の実施
      - 第1款 災害広報の実施
      - 第2款 各種相談の実施
    - 第2節 モニタリング活動の実施
    - 第3節 屋内退避、避難等の防護活動の実施
    - 第4節 災害時要援護者支援対策の実施
    - 第5節 交通確保対策の実施
    - 第6節 医療及び健康相談の実施
    - 第7節 飲食物、飲食物の摂取制限等
    - 第8節 県外からの避難者の受入れ
  - 第4章 放射性同位元素事故等への対応
- 第4編 災害復旧計画
  - 第1節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表
  - 第2節 各種制限措置の解除
  - 第3節 風評被害等の影響の軽減
  - 第4節 心身の健康相談体制の整備
  - 第5節 放射性物質による汚染の除去

## 現行計画と主な修正点

項 目	現行計画の内容	主な修正点
(第1編総則) 計画の対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 核燃料・放射性同位元素等の輸送中の事故</li> <li>○ 放射性同位元素取扱事業所における事故</li> <li>○ 放射性物質の不法廃棄等</li> <li>○ 県外原子力発電所の事故</li> </ul>	<b>(内容修正)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主に、県外原子力発電所による事故により、県民の生命、身体、財産への被害を想定</li> </ul>
(第2編 災害予防計画) 予防対策	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 応急対策への備えの充実 緊急時モニタリング体制、救援・救護活動体制、関係機関との連携、災害弱者支援対策</li> <li>2 知識の普及・啓蒙等</li> </ol>	<b>(内容充実)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時モニタリングに備えた機器等の整備</li> <li>・スクリーニング用資機材の整備</li> <li>・災害時要支援者名簿の整備</li> </ul>
(第3編 災害応急対策計画) 迅速な応急活動体制の確立	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 情報収集・伝達</li> <li>2 動員体制</li> <li>3 組織体制</li> <li>4 防災関係機関との連携</li> <li>5 専門家への協力要請</li> </ol>	<b>(内容充実)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力発電所事故の際の連絡ルートの新設</li> <li>・関西広域連合と原子力事業者との覚書に基づく情報連絡の追加</li> </ul>
(第3編 災害応急対策計画) 円滑な応急活動の展開	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 緊急時モニタリングの実施</li> <li>2 災害情報等の提供と相談活動の実施</li> <li>3 救援・救護活動等の実施 避難対策の実施、緊急時医療活動、飲料水・飲食物の摂取制限</li> <li>4 放射性物質による汚染の除去</li> <li>5 災害弱者支援対策の実施</li> <li>6 社会秩序の維持対策</li> <li>7 交通の確保対策</li> </ol>	<b>(新規追加)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力施設事故時の対応を追加</li> </ul> <b>(内容充実)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リスクコミュニケーションの観点から修正</li> <li>・OILに基づく避難を追加</li> <li>・原子力災害対策指針に基づき、防護対策、スクリーニング・除染の対応の修正</li> <li>・国基準の変更に伴う摂取制限の修正</li> </ul> <b>(内容充実)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・規制庁マニュアル等に沿った修正</li> </ul> <b>(内容充実)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県災害時要援護者支援指針の内容に沿った修正</li> </ul>
(第4編 災害復旧計画) 復旧計画	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 放射線モニタリングの実施と結果の公表</li> <li>2 各種制限措置の解除</li> <li>3 風評被害等の影響の軽減</li> </ol>	<b>(新規追加)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広域避難受け入れ対策を追加</li> </ul> <b>(内容充実)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力災害対策指針の内容に沿った修正</li> </ul>